

住民基本台帳実態調査について

住民登録は、居住関係の公証をはじめ、国民健康保険、国民年金、子ども手当など各種行政サービスの基礎となっているものです。

登録の内容が実態と異なっている場合、町民としての権利を行使できないことや、行政サービスを受けられないことがあります。

そのため、正確な住民登録が必要となってきます。現在、町では住民登録はあるのに所在が確認できない方について、調査のうえ職権で住民登録を抹消するなどの手続きを進めています。（職権消除までの手続きは下図のとおり）

その手続きの中で、現地調査（下図の④）を実施することになっています。その際、自治会長さんに聞き取り調査をお願いすることもありますので、ご協力お願いいたします。

手続きの流れ

- ① 居住実態が不明な者について、関係各課及び親族、近隣住民等から情報を取得



- ② 事前調査を実施（印鑑登録証明書の発行時期、上下水の使用状況など）



- ③ 調査対象者あてに居住実態を確認する照会書を送付



- ④ 調査対象者の住所地、その他居所の実態が確認できる場所等を訪問し、聞き取り調査を実施（別紙：参考資料）



- ⑤ 期限を付け、居住実態再照会書を送付（親族が判明していれば、親族にも照会）



- ⑥ 居住地が全く判明しない者については、職権にて住民票を消除（職権消除）

※居所が判明した場合、早急に住所異動の手続きをしていただくよう指導

(参考資料)

様式第2号(第3条関係)

住民票実態調査兼報告書

調査対象者	住 所			世帯主氏名		
	氏 名			生年月日		
	本籍地			筆頭者		
世帯の情報	氏 名			生年月日	続柄	備 考
家屋の状況	戸建	アパート	寮	団地	間借り	その他
	①家屋が存在しない		周辺付近の状況			
	②別の住民が居住している		居住者の氏名 居住開始の年月日			
	③外観調査					
	ア 表札の状況					
	イ 電気メーターの状況					
	ウ 郵便受けの状況					
	エ カーテン等家具の状況					
	オ その他					
	聞き取り調査 の 状 況	聞き取り日時 年 月 日 時 分頃				
聞き取り者の氏名						
調査対象者との関係						
調査内容						
聞き取り日時 年 月 日 時 分頃						
聞き取り者の氏名						
調査対象者との関係						
調査内容						
調査日付	調査員 氏名 氏名					
	調査員 氏名 氏名					